

# 壱岐市電子入札システム

## 受注者向け説明会【Q&A】

### 【導入目的】

機会均等であり、より公平性・競争性・透明性の高い入札制度の実施に向け、本年4月から電子入札を導入します。

地理的条件や時間的な制約を解消することにより、入札参加者の負担軽減を図り、行政サービスの向上、入札契約事務の効率化を高めることを目的にします。

### Q：電子入札の対象案件（範囲）は、どのようになりますか？

A：壱岐市電子入札実施要綱 第2条（対象工事）

本年4月以降に、契約班が取り扱う「建設工事（随意契約を除く）」又は、「市長が指定する工事」とします。

### Q：これまでどおり「紙による入札参加」は、できないのですか？

A：壱岐市電子入札実施要綱 第10条（紙入札での参加）

事前の申請により紙入札での参加が認められれば可能です。

ただし、紙入札での参加が認められる場合には幾つかの条件があり、壱岐市電子入札実施要綱 第10条第2項第（1）～（4）号のいずれかに該当する場合のみとします。

- (1) ICカードの登録内容の変更のため、再取得の手続中の場合
- (2) ICカードの破損等のため、再取得の手続き中の場合
- (3) 通信障害等により入札を行うことが困難な場合（自己の管理下にある機器類の故障は除く。）
- (4) 入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められた場合などに限られます。

よって、入札参加者本人が、自由に選択できるものではありませんので、ご注意ください。

**Q：「紙による入札参加」が認められた場合、代理による入札は可能ですか？**

A：壱岐市電子入札実施要綱 第10条第3項第2号（紙入札での参加）

入札参加資格者名簿に登録された代表者本人による入札とし、委任による代理入札は認めないものとします。

電子入札における入札は、ICカードによる認証が大前提となり、ICカード名義人本人が行ったものとみなすため、代表者本人による入札となります。

よって、紙入札による参加が認められた場合でも、同様に代表者本人が入札締切日時までに「入札書」及び「工事費内訳書」の提出を行うこととなります。「代表者本人以外の者がした入札」は、無効扱いとなります。

**Q：「紙による入札参加」が認められた後、再度、電子入札への変更は可能  
ですか？**

A：壱岐市電子入札実施要綱 第11条（紙入札から電子入札への移行）

一旦、紙入札での参加が認められた者は、当該入札案件について、再び電子入札へ移行することはできないものとします。

**Q：工事費内訳書の取扱いは、どのようになりますか？**

A：壱岐市電子入札実施要綱 第9条（工事費内訳書等の添付資料の取扱い）

：壱岐市電子入札実施要綱 第3条第3項（電子入札に使用できるICカード）

工事費内訳書等の添付資料は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとします。

また、添付する電子ファイルには、**印鑑の押印は不要**としますが、住所・商号又は名称・代表者名の記載は、これまで同様に記入が必要です。

電子入札システムを介して行う入札案件の申請・提出については、全てICカード名義人である入札参加資格者名簿に登録された代表者本人が行ったものとみなします。

ただし、「紙での入札参加が認められた者」については、代表者本人による記名・押印のうえ、代表者本人によって提出して頂くこととなります。

「記名・押印がない場合」又は「代表者本人以外の者がした入札」は、「無効」扱いとなります。

電子入札システム上、「内訳書追加」欄に、データ添付がない場合は、次の操作に進めないようになっておりますが、「無効」の取扱いについては、これまで同様となりますので、ご注意ください。

**Q：「最低制限価格の率」の決定方法は、どのようになりますか？**

A：壱岐市電子入札実施要綱 第14条（最低制限価格の率の決定方法）

率の決定については、システムの自動生成機能を用いて行いますが、具体的な計算例としては、「受注者向け説明会」資料2の48～49ページに記載のとおりとなります。

入札書提出日時（ミリ秒）は、市の電子入札システムへ備えられたファイルへの記録がされた時点で、市への入札書が提出されたものとみなし、到達時間の算出を行います。

落札者決定後の落札者決定通知書には、「最低制限価格の率の決定」根拠の表示を行い、これまでの入札同様に、透明性・公平性の確保を図って参ります。

**Q：「開札」はどのように行いますか？**

A：壱岐市電子入札実施要綱 第15条（開札）

開札は事前に設定した日時後、速やかに行うものとします。

ただし、紙入札による入札者がある場合は、紙入札書を電子入札システム

に登録した後に、開札を行うものとします。

**Q：「開札時の立会い」は可能ですか？**

A：壱岐市電子入札実施要綱 第16条（開札時の立会い）

入札参加者が、開札への立会いを希望する場合は、立会うことができるものとします。

立会い希望者は、入札書受付締切日の前日までに市が定める様式（電子入札開札立会申込書）により、財政課へ届出を行うこととします。

この場合の代理による立会いは可能ですが、代理人への委任手続きが必要となりますのでご注意ください。

開札時の立会いを希望された場合、システムの機能上、入札参加者へ公開できる画面表示機能は備えておりませんので、入札会場で画面を介して確認することはできません。

又、入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札者に代えて入札事務に関係のない職員の立会いのもと開札事務を行います。

**Q：「抽選（電子くじ）」による決定方法は、どのようになりますか？**

A：壱岐市電子入札実施要綱 第17条（くじの実施）

開札の結果、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子入札システムによる「電子くじ」によって落札者

又は落札候補者を決定するものとします。

抽選については、電子入札システムの自動生成機能を用いて行いますが、具体的には、「受注者向け説明会」資料2の46～47ページに記載のとおりとなります。

入札書提出日時（ミリ秒）は、市の電子入札システムへ備えられたファイルへの記録がされた時点で、市への入札書が提出したものとみなし、到達時間の算出を行います。

落札者決定通知書には、「抽選（電子くじ）」根拠の表示を行い、これまでの入札同様に、透明性・公平性の確保を図って参ります。

**Q：「開札結果の公表」については、どのようにになりますか？**

A：壱岐市電子入札実施要綱 第18条（開札結果の公表）

入札結果については、入札情報システムで公表を行うものとします。

今後、入札案件・入札結果の公表等については、これまでの壱岐市ホームページから、入札情報システムへ変更いたします。

**Q：「制限付き一般競争入札」の取扱いは、どのようにになりますか？**

A：壱岐市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱 第5条（入札参加の申込）

：壱岐市電子入札実施要綱 第3条第3項（電子入札に使用できるICカード）

制限付き一般競争入札の入札参加申込については、これまで同様に制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）を、電子入札システム

の添付機能を利用して電子ファイルで添付して申請するものとします。

また、同種工事の施工実績調書（様式第2号）・配置予定技術者に関する調書（様式第3号）についても、提出を求めた入札案件の場合、同様に電子入札システムに電子ファイルで添付して申請を行うものとします。

これらの添付する電子ファイルには、印鑑の押印は不要とします。

電子入札システムを介して行う入札案件の申請・提出については、全てICカード名義人である入札参加資格者名簿に登録された代表者本人が行ったものとみなします。

又、提出がなされた入札参加資格確認申請書等については、提出日時締切後に資格審査を行います。

よって、これらの「電子ファイルがない場合」や「電子ファイルに不備がある場合」などは、入札条件不適合者として入札参加資格がない者と判断します。

提出日時締切後の差し替えは認められませんので、ご注意ください。

また、紙での入札参加を認められた者は、代表者本人による記名・押印のうえ、代表者本人によって提出していただくこととなります。

提出がなされたものに、記名・押印がない場合、代表者本人以外の者がした入札の場合など「無効」扱いとします。

**Q：電子入札以外の案件は、どのようになりますか？**

A：これまで同様に、日時・場所の指定を行い、入札を執り行います。

ただし、入札案件・入札結果の公表等については、壱岐市ホームページから入札情報システムへ変更をいたします。

(「測量・建設コンサル」・「業務委託」・「随意契約」等)

**Q：指名競争入札における「設計図書等のパスワード」の取扱いは、どのようになりますか？**

A：電子入札案件における指名競争入札については、今後、設計図書等のダウンロードにパスワードは不要となります。

登録ICカードによる認証により、指名業者の特定を行います。

**Q：落札決定後、落札業者はどのようにすればよいのですか？**

A：落札決定業者の方へ、契約手続きに必要な関連書類をお渡ししますので、財政課窓口（契約班）までお越しください。

**Q：開札会場は、どこになりますか？**

A：原則、郷ノ浦庁舎（本庁）とします。

開札立会いの申込みをされた時点で、詳細はお知らせします。

**Q：工事費内訳書の確認は、どの時点で行いますか？**

A：開札と同時に行います。



**Q：工事費内訳書の不備の場合、保留は行いますか？**

A：保留は行いません。

これまで同様の取扱いとします。

**Q：入札書に「くじ番号」を入力する意味は、何ですか？**

A：入札参加者自らが3桁の「くじ番号」を設定し、抽選くじによる決定方法に、より公平性を持たせることを目的とします。

くじ番号は「000」～「999」の範囲内での3桁の数字とします。

**Q：入札回数は、どのようになりますか？**

A：2回までとします。

1回目で「超過」の場合、一旦、保留扱いとし、入札参加業者へ「超過」の通知が届きます。

続いて、入札参加業者は2回目の入札手続きを行うこととなります。

**Q：全業者失格の場合の取扱いは、どのようになりますか？**

A：これまで同様に 最小最低制限価格 又は 不調 となります。

全業者が最低制限価格を下回っており、かつ、最小最低制限価格（90%）以上の業者がいる場合のみ、最小最低制限価格を最低制限価格とみなします。この場合、落札者決定通知書（備考欄）に、最小最低制限価格の適用

の旨を記載いたします。

**Q：電子入札システムの添付機能の容量は3メガバイト以内となっていますが、総合評価落札方式による場合など、技術資料の添付は可能ですか？**

A：入札参加申請については、電子入札システムにて行うものとします。

ただし、技術資料の提出については、従来どおり紙による提出とします。

**Q：入札参加者の無効・失格の確認は、落札者決定通知書で出来ますか？**

A：落札者決定通知書では、無効・失格の確認はできません。

入札情報システムにおいて、公表する入札結果で確認することとなります。

**Q：推奨OSは、何かありますか？**

A：推奨OSは、Windowsのみとなります。

Windows 7以降で、Windows 10は対象外です。